

中央労基協 Report

令和7年1月



新年のご挨拶

(公社) 東基連

中央労働基準協会支部長 三好 忠満



新年あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、謹んでお慶び申し上げます。

会員の皆様には、旧年中は当協会支部の事業運営にあたり、格別のご支援、ご協力を賜わり、厚く御礼申しあげます。

昨年の経済状況を振り返ると、緩やかな回復基調の継続が認められました。

中国経済の成長低迷や欧米での利上げの影響も懸念され、国内では人手不足、物価と賃金の上昇動向、為替変動等にも注意を払う必要がある中で、不確実ながらも落ち着いた状況で推移したように思います。

しかしながら、米国大統領の交代に伴う政策変更、中国の経済低迷継続の中での過剰な生産と輸出、シリアの政変などの中東状況の変化、韓国政界の混乱など世界の動向は不透明さを増しており、今後も油断なく状況の変化を見守る必要があります。

労働基準の分野においては、いわゆるフリーランス保護法が昨年11月から施行され、本年4月からの労働安全衛生規則の改正による一人親方等への措置の適用など、労働者でない就労の形への取り組みも始まりました。

育児・介護休業法が改正され、育児・介護と仕事との両立を目指して本年4月から施行されます。

また、高齢者や外国人労働者の増加が認められます。高齢者に関しては70歳までの雇用が努力義務とされ、外国人労働者の数は令和5年には204万8675人となりました。この状況を踏まえ「第14次労働災害防止計画」では、高齢者や外国人労働者を対象とする労働災害防止対策が重点とされています。

こうして俯瞰してみると、人手不足の状況を多様な就労形態の保護や、高齢者・外国人労働者等の活用により対応していこうとする流れを感じます。

当協会支部は、このような状況のなか、本年も中央労働基準監督署様をはじめとする関係機関等のご指導、ご支援を頂きながら、時代の変化に対応した必要な情報のタイムリーな提供や、講演会、セミナーの開催などにより会員の皆様を支えて参ります。

また、東基連本部、各協会支部との一層の連携を図りながら、会員の皆様のご要望に沿った事業運営に努めてまいります。

結びに、会員企業の皆様のますますのご発展と、働く人々が安心して働ける職場づくりがなされますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

発行所//公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人//古賀睦之 編集人//古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenchuo**」です。

新年の御挨拶

中央労働基準監督署長 武元 洋一



新年明けましておめでとうございます。

新年を穏やかに迎えられましたこと、大変喜ばしく思っております。

公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、去年は元旦に能登半島地震が発生しましたし、たびたびの集中豪雨や大型台風、連日の猛暑など、自然災害が頻発した年でした。一部の被災地では今なお厳しい現状にあるとも伺っております。被災されました皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

年頭にあたり、当署における今年の取組みについて紹介させていただきます。

一つ目は「構造的な賃上げ並びに働き方改革の推進」でございます。

構造的な賃上げは、去年に引き続いての最重点課題であり、賃上げを推進するためには誰もが働きやすい社会の実現に向けた「働き方改革」を着実に推進していくことが求められております。しかしながら、中小企業の方々からは、人手不足が解消されず、また、長年の商慣習等から思うように労働時間の短縮が図れていないとの声も伺っております。中でも昨年より時間外労働上限規制が適用となりました建設業、運送業での人手不足は深刻であり、人手不足倒産も増加傾向にあるとの分析結果も耳にしております。このような状況を踏まえ労働局並びに労働基準監督署では、より一層、中小企業の事業主の皆様への丁寧な説明に全力で取り組んでまいりますとともに、事業場内最低賃金の引き上げやすい環境を整備するための業務改善助成金の利用の促進を図ってまいります。

二つ目は「労働災害防止対策の推進」でございます。

去年の中央署管内の労働災害発生状況としまして、11月末日までの速報値では、死亡災害1件、死傷災害837件と死亡災害は前年同期比で大幅に減少していますが、休業4日以上死傷災害はコロナ禍以降増加の一途をたどり、憂慮すべき状況にあります。特に、高齢労働者を中心に転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害は増加に歯止めがかからない状況にあることから、行政や労働災害防止団体、発注者や消費者等の関係者はもとより、社会全体において「労働災害は本来あってはならないもの」との認識を共有していただき、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとるといふ社会の実現を目指してまいります。

三つ目は「迅速適正な労災補償」でございます。

労働者の健康をめぐる状況としては、仕事や職業生活に関する強い不安や悩み、又はストレスを感じる労働者の割合は依然として高い状況にあり、精神障害に係る労災請求件数は年々増加しており、中でもハラスメントが原因で発病したと主張される事案の増加が著しく全体の半数を超えています。

また、ハラスメントの中身では、顧客や取引先、施設利用者等からのカスタマーハラスメント事案が増加傾向にあるなど、複雑困難化しておりますが、被災者が安心して治療に専念できるよう、懇切丁寧な対応、迅速・適正な処理に努めてまいります。

中央労働基準監督署では引き続き様々な課題の解消に向け、職員一丸となって努めてまいりますとともに、皆様方にタイムリーな情報をいち早くお届けしてまいりたいと考えております。皆様方からのより一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、東基連中央労働基準協会支部の益々の御発展、会員の皆様方の御健勝、御繁栄を心よりお祈り申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

建設現場の安全衛生パトロールの実施

(中央労働基準監督署)

～令和6年度 年末年始 Safe Work 推進強調期間に合わせて～

令和6年の東京労働局管内の死亡災害については、11月末日現在で29人であり、昨年同期と比べ9人の減少となっており、建設業についても11人と昨年同期と比べ5人減少しています。一方、中央労働基準監督署管内の死亡災害については、11月末日現在で1人であり、昨年同期と比べ4人減少となっており、東京労働局管内と同様に減少傾向となっておりますが、死亡災害ゼロは達成できず、さらなる対策が必要な状況です。

このような状況の中、労働災害の増加のおそれのある年末年始の時期の労働災害防止のため、中央労働基準監督署は、令和6年12月9日、建設業労働災害防止協会東京支部中央・千代田・文京分会（以下「建災防分会」という。）と合同による年末年始 Safe Work 推進強調期間の取り組みとして、管内の下記大規模建設現場の安全衛生パトロールを実施しました。

【工事概要】

事業名称	竹中工務店・坪井工業共同企業体
施工所在地	中央区
用途	ホテル・オフィス・店舗

【建設現場の安全衛生パトロールについて】

現場作業場内の現場事務所において、中央労働基準監督署及び建災防分会の参加者の自己紹介の後、作業所長から工事概要、現場の安全衛生管理について説明があり、

- 1 現場では作業所長の決意表明を行い、「私たちは、愛をこめ、声かけながら、現場を歩き、危険な施設と不安全行動を見逃しません」というスローガンのもと、これを全作業員に周知し、実践している。
- 2 細かい作業について、ワンポイント作業計画を立て、災害防止を含む手順を記載している。
- 3 リーダー会の自主活動として定期的に清掃を念入りに行っている。
- 4 休憩所の確保・環境維持に努めている。

とのことであります。

現場ではワンポイント作業計画を活用して、現場の安全管理及び工程管理等に役立て取り組みを実施していました。

パトロールでは、内装・外装仕上工事・設備工事の進捗状況、外部足場の据え付け・墜落防止措置等の状況、各種掲示の設置状況等を確認。パトロール後は、現場事務所にて、建災防分会長及び中央労働基準監督署副署長から講評を行いました。

【パトロールの様子】



引き続き、令和7年・年始の SafeWork 推進にご協力お願いいたします。

令和6年度

年末・年始 セーフ ワーク
Safe Work
 推進強調期間

年末年始における死亡災害の撲滅を目指し、
 建設現場に対して集中パトロールを実施します！

期間 令和6年12月1日(日)～令和7年1月31日(金)

死亡災害では、依然として建設業が最多(令和6年9月末日現在11人。全業種25人の約半数。)であることから、**集中的な建設現場の指導**を実施します。

安全衛生管理活動の「4K」の徹底をお願いします！

～皆様へのお願い～

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場の経営トップによるパトロールの実施
- ④ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤ 墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑥ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a screenshot of the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. The form is divided into several sections, with callouts 1 through 5 pointing to specific areas:

- ①** Points to the '事業の種類' (Type of Business) section, which is a grid of boxes for selecting a business category.
- ②** Points to the '被災者の職種' (Occupation of the Victim) section, which is a grid of boxes for selecting an occupation.
- ③** Points to the '傷病名及び傷病部位' (Name of Injury/Disease and Part of Body Injured) section, which is a grid of boxes for selecting the injury name and body part.
- ④** Points to the '災害発生状況及び原因' (Circumstances and Cause of Disaster) section, which is a large area with 5 columns for detailed reporting.
- ⑤** Points to the '国籍・地域及び在留資格' (Nationality, Region, and Status of Residence) section, which is a grid of boxes for selecting nationality, region, and residence status.

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

労災保険給付に関するQ & A

- Q1 被災者Xは同僚Yと共に、社命により、同社経営の事務所に検査用務のため、会社備え付けのスクーターをYが運転し、Xが便乗して出発した。
途中で、XはYに運転させてくれとせがみ、Yは疲労もあってXの申出に従って交替した。
Xは無免許であった上、道路の凹凸がはげしく、前方からきた自転車をよけそくなって転倒、重傷を負ってしまった。(通常の出張順路上であった。)
本件の場合、無免許運転であったことをもって、業務上災害とは認められないか。
- A1 通常の出張順路上において発生したものであり、運転交替によって生じたにしても、なお、出張用務先への運行中の事故であるから、その運行に起因している以上、出張業務に起因する業務上の事故による負傷であると認められる。
ただし、重大な過失による(道路交通法違反)ものと認められることから、保険給付の支給制限の対象となる。
- Q2 本社N商事(株)に勤務していた作業員Bは、1か月の予定で地方にあるE支店に労務交替員としていくよう命ぜられ、E支店の宿舎に入った。
翌日よりE支店に通った。数日後、作業員BはE支店で当日の業務を終え、宿舎へ帰るため道路を横断中に自動車にはねられ負傷した。
今回の災害は、会社の命令で出張中に被った災害であるので、業務上災害となるか、または通勤災害となるか。
- A2 出張の場合であっても、宿泊地における滞在が長期間に及び、宿泊施設が主観的にも、また、客観的にも住居というにふさわしくなるような場合には、その者は自宅にあるのと区別する理由がなくなるので、宿泊場所と事業場との間は、一般の通勤災害と同様に考えられる。
本件の場合、E支店における労働は長期間、半永久的な勤務とは考えられず、現に作業員Bは、1か月という期間を限って出張に赴いたものであり、業務上災害と判断される。

※ 詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

令和7年度講習カレンダー〔令和7年4月～令和7年9月 上半期〕

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8



HP トップページ

TEL03(3263)5060 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

講習申込は3か月前の1日からできます

講習名		月	受講費【円】 受講料+テキスト代(税込)	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		23,210			17(火) ~ 19(木)			2(火) ~ 4(木)
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		15,180		12(月) ~ 13(火)			26(火) ~ 27(水)	
	石綿作業主任者技能講習		15,180	28(水) ~ 24(木)		25(水) ~ 26(木)		7(木) ~ 8(金)	
法定講習等	安全衛生推進者養成講習		14,630			3(火) ~ 4(水)			8(月) ~ 9(火)
	衛生推進者養成講習		9,900		23(金)			5(火)	
	安全管理者選任時研修	会員	12,650	21(月) ~ 22(火)			7(月) ~ 8(火)		
		一般	14,850						
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)	会員	15,070		29(木)				
		一般	18,370						
	保護具着用管理責任者教育	会員	15,950			27(金)			
一般		19,250							
雇入れ時の安全衛生教育	会員	2,200	8(火) 10(木) 15(火)						
	一般	3,300							
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習【第1種 3日間】		会員 19,030 一般 22,330		26(月) ~ 28(水)		15(火) ~ 17(木)		10(水) ~ 12(金)
	衛生管理者試験受験準備講習【第2種 2日間】		会員 16,170 一般 19,470		26(月) ~ 27(火)		15(火) ~ 16(水)		10(水) ~ 11(木)
	衛生管理者試験受験準備講習【特例第1種 1日間】		会員 9,460 一般 11,660		28(水)		17(木)		12(金)
安全衛生講習 その他	熱中症予防管理者(指導員)研修		会員 5,390 一般 7,590			5(木) 24(火)			
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習		無料			未定			
	【初級者向け】 基礎講座	新規労務担当者向け講習	会員 13,200 一般 16,500		20(火)~21(水)				
		社会保険(健保・年金)基礎講座	会員 4,125 一般 6,325					28(木)	
	基礎講座	労働基準法等基礎講座	会員 3,740 一般 5,940				29(火)		
		労災保険実務講座[基本編]	会員 6,270 一般 8,470				11(金)		
	実務講座【担当者・中級者向け】	労災保険実務講座[応用編]	会員 6,270 一般 8,470					6(水)	
		労災保険実務講座[基本編+応用編] 【2回セット】 ★セット割引	会員 9,020 一般 13,420				★ 11(金)	★ 6(水)	
	実務講座	雇用保険実務講座	会員 3,300 一般 5,500		18(金)				

★講座は【2回セット】で申し込むと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。】 2024/12/13現在

令和6年度講習カレンダー〔令和7年1月～令和7年3月〕
 (公社)東基連 中央労働基準協会支部 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

QRコードは、ホームページに繋がります

講習申込は3か月前の1日からできます



講習名	月	使用テキストの改訂等に WEB申込時に併い、金額が 変わる場合がございます。 受講料につきましては、	受講費(円) 受講料+テキスト代(税込)		令和7年 1月	2月	3月
			技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習		23,210	
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者技能講習		15,180	22(水) 23(木)			
	石綿作業主任者技能講習		15,180	16(木) 17(金)	20(木) 21(金)	13(木) 14(金)	
法定講習等	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)	会員	15,070		17(月)		
		一般	18,370				
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】	会員	19,030	27(月) 29(水)			
		一般	22,330				
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】	会員	16,170	27(月) 28(火)			
		一般	19,470				
衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】	会員	9,460	29(水)				
	一般	11,660					
人事労務講習等	女性活躍推進セミナー	会員	無料			7(金)	
		一般	無料				

※会員とは、東基連本部・支部（中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部）会員をいいます。 2024/12/13現在

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。】

謹 賀 新 年

中央労働基準協会支部 職員一同

あけましておめでとうございます。
 旧年中は多大なるご支援・ご協力を賜りましたこと、
 深く感謝申し上げます。
 本年も職員一同更なるサービス向上に努めてまいり
 ますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう
 お願い申し上げます。

事務局 長	古賀 睦之
事務局 次長	古川内 和好
総務会計課長	田口 幸子
庶務係 長	大塚 美代
講習課 係長	立田 聡子
講習課 主任	松井 憲一

